

勸賞叙位の 一考察

——中宮・東宮関連の勸賞を事例として——

佐古愛己

はじめに

勸賞（けんじょう）とは、辞書等によると「功労を賞して官位を授け、あるいは物品を与えること。『げんしょう』『かんしょう』とも訓む。朝儀・公事の奉行の賞、行幸・御幸先の家主の賞、行事の際の舞人・楽人に対する賞、祈祷の賞、征討軍功の賞、御所や寺社の造営の賞など色々あるが、位階を授ける例が多く、御祈賞には僧位・僧官の例が多い」と解説される。

かつて、福井俊彦氏は「平安貴族が官人として（中略）昇進をする場合の条件は極めて複雑である。（中略）その理由はいわゆる年給、成功、栄尊などによってのみ平安貴族の官位、官職がきまっただけではなく、変質した律令官人制のうえにさらに成功などの多くの条件が附加されていたからである」と述べられ、「一般官人の官位、官職の昇進の条件としての『労』について考察された。そのなかで、氏は「賞についても労とともに検討すべきことが多い」と、その重要性を指摘されたが、勸賞叙位（以下、位階を授ける勸賞をこう記す）に関してはその後ほとんど研究が進められていない。

『公卿補任』や古記録から貴族の昇進事由を調査すると、「賞」を事由とするものが、とりわけ平安中期から鎌倉期にかけて多数検出される。

したがって、当該貴族社会の編成原理や社会構造を考察する上で、勸賞叙位の検討は不可欠だと諒解する。

それ故、筆者は勸賞叙位に関する考察をいくつか行ってきたが、本稿ではこれまでに十分に論じられなかった中宮と東宮に関わるものを取り上げて検討することとしたい。

第一章 律令制下における勸賞叙位の特質

勸賞叙位は律令制下からみられる。平安中期以降におけるその特質や意義を考察するためには、前代との相異点をまずは明確にする必要があるろう。

別稿^⑤において指摘した通り、律令制下の勸賞叙位は主として即位・改元・祥瑞出現・京外行幸時に実施される。その事例を以下に示し、検討を加えたい。

A) 即位時

八世紀段階の天皇即位の詔旨には、「是以先天^下慈賜治賜大^二赦天^下」^⑥、「内外文武職事及五位已上^二為^二父後^一者授^二勳一級^一。賜^下高年百歳已上^二穀一石五斗。九十已上^二一石。八十已上并^二惇独不能^一自存^一者五斗上^一」^⑥と記されている。

B) 改元時

延暦改元の際には、「宣改^二天応二年^一曰^中延暦元年^上。其天下有位及伊勢大神宮禰宜大物忌内人、諸社禰宜・祝并内外文武官把^レ笏者、賜^二爵一級^一。但正六位上者廻授^二一子^一。其外正六位上者不^レ在此限^一」^⑦とある。

C) 祥瑞出現時

延暦四年（七八五）五月、皇后宮に瑞鳥「赤雀」が現れた際、「宣天^三下有位及内外文武官把^レ笏者賜^二爵一級^一。但有^レ蔭者、各依^二本蔭^一。四世五世及承^レ嫡六世已下王年廿以上、並叙^二六位^一。又五位已上子孫年廿已上、叙^二当蔭階^一。正六位上者、免^二当戸今年租^一」^⑧、とみえる。

D) 東大寺行幸時

天平勝宝元年（七四九）四月甲午（二日）、大仏礼拝のために東大寺に行幸した聖武天皇の宣命に、「三国真人石川朝臣、鴨朝臣、伊勢大鹿首部可^二治賜^一一人^{此其母}簡賜^比治賜^夫（中略）又五位已上子等治賜^夫。六位已下^尔冠^一一階上給^比、東大寺造人等二階加賜^比、正六位上^{波尔}一人治賜^夫。又五位已上、及皇親年十三已上无位大舍人等至于諸司仕丁^尔御手物賜^夫。又高年人等治賜^比困乏人惠賜^比孝義有人其事免賜^比力田治賜^夫。罪人赦賜^夫（中略）天下^乃百姓衆^手撫賜^比惠賜^比宣天皇大命衆聞食宣^⑨」^⑨とみえる。

E) 外行幸時

天平神護元年（七六五）閏一〇月丁酉（九日）、称徳天皇が大和・河内国を巡幸した際、「騎兵一等二百卅二人賜^二爵二級^一。二等四十八人。三等廿八人一級。並賜^レ綿有^レ差。大和・河内国郡司十四人賜^二爵二級^一。八十七人一級。其猷^レ物人等賜^レ綿有^レ差」^⑩とある。

（傍線は筆者による。以下同じ）

各々の詔勅に「天下有位及内外文武官把笏者」や「天下有位及伊勢大神宮禰宜大物忌内人、諸社禰宜・祝并内外文武官把笏者」と記されているように、広く有位者に対して一律一階を授けたり、京外行幸に参与した人々に普く授位するという内容が散見するとともに、恩赦や賑給、免租と併せて実施される特徴がみられることから、律令制下の勸賞は天皇の有徳性を天下に知らしめるといふ儒教的意味合いを色濃く投影した行為であると理解される。^⑪

また、功労のあつた個人、具体的には初貯蔵・運搬^⑫、節婦^⑬、高齢者^⑭、飢饉の救済・功労者^⑮などに対してもしばしば授位が行われているため、礼節・修身・貞操・敬老の奨励、公民支配への協力・功労の勸奨などを目的として、勸賞が実施される場合があつたと窺知される。

さらに、遣唐使をはじめとする外国への派遣使節に対する叙位のほか、新羅使や渤海使を「蕃国」からの使節と位置づけて、彼らに好んで授位したり、「帝国」の証として日本列島内部の異民族として朝廷が位置づけてきた蝦夷などに対しても、「遠人を懐く」ために恭順な「夷戎」に積極的叙位を行っている点などから、律令国家の「中華思想」に基づく対外意識や支配理念を明確に読み取ることができる。^⑯

以上のように、勸賞叙位は律令国家の支配理念を天下にアピールする機会となり、律令天皇との君臣関係の強化・発展、そしてかかる支配体制を維持・補強する上で重要な意義を有する行為であつたと諒解する。

しかしながら、如上の勸賞叙位の大半は九世紀半ばから一〇世紀の初頭までに廃絶する。これは律令国家の支配理念、対外政策、天皇のあり方などが当該期に大きく転換するため、勸賞実施の契機となつていた諸行為―蝦夷・俘囚等の朝賀参列（七七四年に禁止）、蝦夷戦争（八一一年に中止）、遣唐使派遣（八三八年が事実上の最後）、祥瑞（祥瑞による改元は八七七年が最後）、京外行幸（八世紀末に終焉）、「蕃国」使節の受け入れ（九一九

年の渤海使の来朝が最後)など―のいずれもが、この時期までに廃止されたことに起因している。

一方、律令天皇制や律令官司制が変化するのに伴って、当該期には新たな叙位制度が成立した。すなわち、律令官司制から中世官司制への展開のなかで生まれた「行事賞」、王権や貴族社会の変容と関連して創始された年爵・簡一、権門の成立に伴ってそれらが沙汰する行事において実施される勳賞などである。

如上、律令制下でみられる勳賞叙位の大半は、九世紀半ばから一〇世紀にかけて大きく転換するが、かかる変化とは少し異なる即位時の叙位について、次に取り上げることとしたい。

即位叙位の史料上の初見は持統天皇四年(六九〇)正月甲午(一七日)である。前掲の通り、大赦や免租と同時に「天下有位及内外文武官把笏者」に広く一律一階を授位するのが、律令天皇の即位時における叙位の理念であったと考えられる。ただし、「正六位上者廻授二子」と特記されるように、五位以上に及ぶ場合は一律一階という単純な授位が行われることはなく、基本的には選限の結果に影響された勅授が、実行されたと推察される。²⁰⁾

そして、天平勝宝元年(七四九)に即位した孝謙天皇の時より、東宮時代の坊官等の多くが叙位に預かるという現象がみられるようになる。孝謙が即位した同年七月甲午(二日)に発せられた宣命には、一六名への叙位が記されており、そのうち孝謙の東宮学士兼春宮大夫であった吉備真備が従四位下から従四位上へ、同大夫石川年足も従四位上に、同亮背奈福信が正五位上から従四位下に、それぞれ昇級した。

このように即位時における東宮官人・坊官への叙位は、「その供奉に対する功労を賞する恩寵的な意味を含んだ位階授与であった」²¹⁾、と畑中彩子が指摘されるように、即位までの東宮への奉仕を評価して一階が授け

られた。

また、九世紀初頭頃より即位宣命中に、「天下有位及内外文武把笏者」との文言に代わり「仕奉人等中_ホ其仕奉状随_ホ、冠位上賜_ホ」²²⁾という表現がみられることから、現天皇に特に親しく供奉した者がその功労を賞される機会として、即位時の叙位が位置づけられるようになっていったと思われる。

つまり、平安初期までに即位叙位は、広く有位者に対して一律一階を授けるといふ公民層への授位を目的とした律令天皇の有徳性を天下に普く示すという目的から、現天皇の側近を優遇して昇級させる儀式へと変化していったと考えられるのである。

第二章 東宮関連の勳賞―御即位叙位の成立―

天応元年(七八二)四月三日、桓武天皇が受禪し、同一五日大極殿に出御して即位の詔を宣して以降、天皇は踐祚の儀、すなわち皇位継承を象徴する劍爾渡御を中心とする儀式と、日時を隔てて行われる即位の儀、すなわち登壇して皇位継承を天下の百官万民に宣示するという二つの儀式を経て即位を行うことを慣例とした。

即位時の叙位は、即位の儀の終盤に実施された。つまり、即位儀の当日、親王以下王公百官が礼服を着して大極殿前庭に参列し、天皇が大極殿上中央正面の高御座に昇り、王公百官再拜ののち、宣命使が版位について即位の詔書を読み上げるが、この詔書に叙人や大赦のことが記されていたのである。そして、王公百官が再拜舞蹈し、武官が旗を振り万歳を唱えてのち、叙位が実施された。

しかし、『北山抄』巻第五「即位事」に「前二日」「有「叙位儀」と記される通り、平安時代中期以降では、即位の二日ほど前に独立した儀式

として「御即位叙位」が行われるようになる。

実例を調査すると、村上朝頃までには即位詔書から叙人名や六位以下への広範な叙位を示す文言が消滅し、如上の日程で叙位が行われるようになったとみられる。

それでは、平安中期以降の御即位叙位で授位対象とされたのは如何なる人々であろうか。

次掲史料は、保元三年（一一五八）二月二〇日の二条天皇即位儀に先立ち、同月一七日に行われた御即位叙位の記事である。

殿下令「参内」給。依「御即位叙位」也。
執筆内大臣。

正二位 藤経宗前功権大夫

正三位 藤公保臨時 藤親隆前功亮

従三位 藤光忠故経実卿賀茂八幡行幸賞

正四位下 藤範兼字玉

従四位上 源雅範美福門院御給

正五位下 藤為親權大進

従五位上 藤信説院御給

従五位上 中原広安従下一、大藏權少輔

従五位下 資懐王寛平御後

高階経章藏人、左近将監

惟宗忠友民部

清原盛時史

橘成澄氏

藤季能無品、藤子内親王御給

藤公雅女御、藤子給

藤季長少監物

源定房權亮

藤俊憲同

藤脩憲皇后宮御給

藤実家中宮御給

藤為綱簡一

藤信説院御給

藤実家中宮御給

藤為綱簡一

藤信説院御給

藤実家中宮御給

藤為綱簡一

藤信説院御給

藤実家中宮御給

藤為綱簡一

藤信説院御給

藤実家中宮御給

中原知俊修理進 橘行兼左馬允

平叙時左兵衛尉 惟宗孝資右大臣兼、右大臣家令

伴職保開門 佐伯久貞開門、左少史

和氣相保 百濟惟弘氏

卜部兼盛宮里

右の尻付（叙位事由）に注目すると、叙爵（従五位下）は巡爵・年勞・三宮や准后の年爵・入内・氏爵・宮主、加階では勸賞（旧賞を含む）・年爵（院宮御給）・簡一・臨時・東宮官人や坊官などと記されており、多くは恒例叙位の尻付とほぼ同様である。ただし、傍線部と波線部は主として恒例叙位では確認されないものである。まずは氏爵について取り上げてみたい。

即位・大嘗会・朔旦冬至叙位における氏爵について検討された田島公氏の研究によると、恒例叙位で叙爵に預かる王・源・藤原・橘という當時有力な四氏出身者に加えて、これらの叙位では伴・佐伯・和氣・百濟王の四氏も叙爵に預かるようになったという。

そしてその淵源は、九世紀後半から一〇世紀初めに求められ、後四氏への叙位理由は、天武系から天智系へ皇統が変化した光仁・桓武朝における「代替り」儀式への奉仕や、「功臣」と称されるような先祖の天皇家への功労にあると指摘されている。彼らへの叙位は、その功労に対する反対給付的な意味を持ち、同時にこれら四氏が没落するのに伴い、「氏爵」の授与には、「代替り」儀式に奉仕した由来の深いこれらの氏の維持・継承と、同儀式に関連した行事の継続という意義を有していたと評価される。

ついで「東宮官人」・「坊官」・「宮主」について検討しよう。前掲史料中、藤原経宗は前坊権大夫、同親隆は前坊亮、源定房は権亮、藤原範兼・同俊憲は学士、同為親は権大進、卜部兼盛は宮主としての功労をそれぞれ

構成されているのが判明する。

ここで注目されるのは、記主中山忠親の「予為前坊大夫可浴恩賞也。然而於身已為正二位。子息又以此賞忽無可申之事。頭弁経房朝臣相尋之処、答此旨了」という言葉である。

春宮大夫であった彼は、この叙位で「恩賞」に預かり昇級する権利があったものの、前月には「春宮御着袴賞」で正二位に昇り、これ以上の位階昇級は望めないため、また子息に譲与することも憚られたために、頭弁より所望を尋ねられた際に、以上の内容を伝え、「追可申請」と宣下されたという。

そして、「後聞、坊官申旨可注進之由、有新院仰。仍頭弁注進云々」との記述から、頭弁は新院高倉の命令によって、東宮関係官人全員に所望を確認し、その内容を書き記して報告した経緯が伺える。

当時、本院後白河は昨年十一月の政変で鳥羽殿に幽閉されていたため高倉が関与しているが、本来は治天の君の命令下で一連の行為が実行されるものだと諒解する。

この時昇級したのは東宮学士藤原光範と同親経、春宮少進平時兼の三名である。その他の人々は、官職との関係で「極位」と判断して当人が所望を出さなかったり、「超越」発生の恐れが考慮されて申請が許可されなかったりした。或いは重衡のように、任官を望み、位階の上昇には関心を示さないなど、様々な対応と対処が取られたことが窺知されるのである。

以上を要するに、①東宮関係官人は基本的には全員が、御即位叙位で恩賞を得て昇級する権利を有するが、②各々の事情（極位「超越」など）に応じて昇級の所望が確認される。③その確認は頭弁によって―おそらく口頭―でなされ、④その内容を治天の君に注進するという手順が踏まれると概括できよう。

つまり、申文の提出といった手続きは略され、頭弁による治天の君への口頭での確認と注進が行われ、最終的には治天の君の判断を経て叙位折紙に反映されると推察されるのである。

如上、東宮関係官人の叙位は、孝謙即位時に始まり、九世紀半頃に律令制下で実施されていた一律一階の叙位から、桓武とその皇統に特別な功労のある氏族と、現天皇の東宮時代の官人等の昇級を中心とする叙位に転換し、一〇世紀半ばまでに、中世以降まで続く「御即位叙位」の形式が確立した。このように個別具体的な奉仕を賞した叙位が定着するのが、平安中期以降の叙位の特質と考えられる。

第三章 中宮関連の勸賞

本章では、東宮関係官人の御即位叙位での勸賞と同様に、中宮職員（宮司）がその役職故に昇進できる機会、すなわち史料上で「入内賞」と表記される勸賞を取り上げ検討することとする。

(一) 中宮入内賞

「入内賞」とは立后の後、后宮が初めて参内した際に宮司などの后宮関係者に授位が行われる勸賞を指す。

仁安三年（一一六八）三月二〇日、高倉天皇の即位に伴い、国母として後白河上皇女御平滋子は皇太后に冊立され、摂政藤原基房の直廬で「宮司除目事」が行われた。その模様を確認しておきたい。

次殿下退下直廬。有宮司除目事。御座撤置敷円座。執筆円座如例。公卿座不敷加。次出御々座、令下官召左大弁。々々々参着円座。次召五位藏人。兼光参進、召視継紙。即持参置執筆前。次除目。

大夫正二位大納言源雅通

権大夫従二位右近中将平宗盛

亮正四位下左京大夫藤原定隆

権亮従四位上右近中将藤原頼実

大進正五位下左衛門権佐藤原経房藏人

権大進正五位下藤原光雅藏人

従五位上兵部少輔伯耆守平親宗

少進従五位下平時家

権少進正六位上高階経仲

大属従五位下伊豆守中原宗家

少属大夫史中原盛直

権少属西市佑中原久孝

除日畢執筆献_二大間_一退下。次召_二中納言実房卿_一給_二大間_一。次実房卿

給_二大間_一退下。向_二陣座_一。平宰相相伴行_二清書事_一。次下_二三省_一。此

間下官仰_二上卿_一云、皇太后宮職令_レ差_二進啓陣_一。次上卿召_二仰将佐_一

畢。此間殿下令_レ参_二皇后宮_一給畢。(中略)

亮定隆朝臣於_二侍所_一令_レ書_二待女房等日給簡_一、下_二御匣殿官旨等令旨_一。

右より、立后当日、摂政の直廬において官司除目が行われ、一二名の

官司が任命されたこと、および全員の氏名が判明する。そしてこれより

六日後、滋子が初めて参内し、同月二八日には還宮に先立って宮殿上に

おいて勸賞が行われた。その様子が、

次被_レ仰_二行啓勸賞事_一

正三位平宗盛権大夫

従四位上藤原光能官職中

頼実権亮

源通親大夫親

従五位下源有子御匣殿

下官於_二宮殿上_一奉目_二左府_一。々々起座被_レ着_二杖座_一。下官於_二膝突_一

仰_二叙位事_一奉之折紙。

左府召_二内記_一被_二仰下_一。

と記録されており、官司四名(うち一名は子息に譲与)および女房(御匣

殿)の昇級が確認できる。このように、后宮は冊立後間もなく入内し、そ

の官司等が勸賞に預かる慣例があった。そのため、就任直後に昇級する

機会に恵まれる彼らは、即位後に勸賞が行われる東宮関係官人と比べる

と極めて優遇されていたと評価できよう。

かかる官司の就任をめぐっては、様々な駆け引きがなされたことが予

想されるが、中山忠親は以下のような興味深い記録を残している。

次掲史料は寿永元年八月一四日、後白河上皇皇女で前斎宮亮子内親王

が安徳天皇の准母として立后した時のものである。この日行われた官司

除目では、以下の人々が任命されたが、これに関して忠親が「或人」か

らの伝聞として書き記した各人選の経緯は示唆に富む。

書_二除目_一之間秉燭。

第三大納言
大夫正二位藤原朝臣実房兼

第九中納言
権大夫正三位藤原朝臣実守兼

大藏卿
亮正四位下高階朝臣泰経兼

右少将
権亮正五位下藤原朝臣公衡兼

右衛門佐
大進正五位下藤原朝臣親雅兼

勘解由次官
権大進正五位下藤原朝臣定経兼

権大進従五位下藤原朝臣長経

少進従五位下藤原朝臣家実

権少進正六位上藤原朝臣光茂

織部正
大属従五位下大江朝臣景宗兼

右大史
少属正六位上中原朝臣基康兼

権少属権少属正六位上中原朝臣清重兼

或人云、大夫事、権大納言兼雅卿可_レ任歟之由、自_レ院被_レ尋_レ仰之_一。出仕不_レ合期_一。以_レ被_レ尋_レ仰_一面目已足者。

権大夫事、被_レ仰_レ権中納言朝方卿_一。申_下無_レ所望_一之由上。民部卿成範卿申_レ権大夫_一。不_レ許。有_レ怨氣_一。宰相中将通親所_レ望_レ亮_一事、被_レ仰_レ泰経朝臣_一。依_レ不_レ難_レ所役_一無_レ其事_一者為_レ所望_一云々。院仰_レ所役事_一、於_レ我又力不_レ及云々。但泰経朝臣以_レ此勞_一超_レ越上臈_一、欲_レ叙_レ三品_一之由支度云々。仍猶任歟。

権亮事、左中将通資朝臣所望。

大進事、藏人兵部権少輔定長有_レ可_レ任_レ之議_一。兼日_、行_レ之_一。而為_レ職事_一為_レ院近習_一者三方事難_レ叶_レ之由。仍及半許_、行_レ之_一。親経奉_レ行_レ之_一。少進事、嚴親左中弁兼光朝臣奉_レ大進_一。而被_レ任_レ少進_一。頗有_レ被_レ本望_一之気色上。且是資光任_レ少進_一。於_レ一族_一不快。然而可_レ依_レ運施設_一。昇殿事有_レ恩許_一者何事之有哉之由称_レ之云々。六位進者式部権少輔光子也。実者舎弟云々。

自_レ院被_レ仰_レ前右大将_一宮司事_一、其辺有_レ申_レ人_一哉者。被_レ申_レ不_レ候之由_一。

凡宮司所望人々事、以_レ藏人兵部権少輔定長_一被_レ仰_レ合_一。左府被_レ申云、争申_レ左右_一哉。於_レ定経_一者神妙大進也。於_レ家実_一者為_レ浅位_一者。大夫進可_レ宜者。

右より、補任を望んだにも拘わらず院に許可されなかつたり、所望の役職よりも下位の職に任命されるなど、宮司就任をめぐる駆け引きが窺知されるが、最終的には後白河の判断如何に左右されるのであるから、「可_レ依_レ運施設_一」という兼光の言に尽きるであろう。

また、「泰経朝臣以_レ此勞_一超_レ越上臈_一、欲_レ叙_レ三品_一」とあるように、高階泰経は三位昇進を目論んで亮を所望したことが伺える。貴族等が宮

司就任を希望する要因の一つに、入内賞などの勸賞による昇進機会の獲得があつたといえよう。

しかし、后宫設置当初から宮司らを対象とした勸賞が用意されていたわけではなかつた。これを窺い知る史料として、長保二年(一〇〇〇)四月七日、一条天皇中宮に冊立した藤原道長女彰子が初めて参内した際に、記された「皇后初入内日」の「賞例文」が注目される。この例文によると、入内賞の初見は醍醐天皇中宮藤原穩子の例に遡ることが判明する。

それでは何故に穩子の時にかかる賞が出現したのであるうか。実は彼女が醍醐の後宮へ入内し、所生皇子崇象(保明)が立太子する背景には複雑な経緯があつた。

寛平五年(八九三)、敦仁(醍醐)が元服・立太子した日、光孝天皇皇女で宇多天皇と同腹の為子内親王と、関白藤原基経女穩子が入侍せんとしたものの、宇多は母班子の命を受けて、穩子の入内を阻止。その後も班子の反対により穩子の参入は拒まれたが、やがて時平の計略により入侍して、皇子保明が誕生したのである。一方、為子は内親王を出産直後に亡くなった。

延喜四年(九〇四)二月、僅か二歳の保明は親王宣下と同時に立太子する。「延喜(醍醐)天皇雖_レ存_レ旧例_一、為_レ恐_レ法皇(宇多)之命_一、不_レ敢及_レ其儀_一。贈太政大臣(時平)見_レ此気色_一、相_レ議上表_一也」とみえるように、天皇は宇多を恐れて皇子の立太子を逡巡していたものの、時平によつて強引に実行に移された経緯が読み取れる。

これにより、法皇と穩子との確執は更に深まり、以後暫く彼女は入内を停められ、皇子と別居した事実が知られる。

ところが、同九年二月二日、「皇太子始朝覲。乘_レ輦入_レ自_レ玄暉門_一至_レ清凉殿北簷_一下_レ輦、候_レ息所直曹_一い、保明は穩子を訪ね、「当_レ御座_一拜舞」し、「以_レ息所_一加階」した。つまり、皇太子による初めての朝

親行啓が実施され、生母御息所穩子に従三位が授けられたのである。朝親行啓はこれ以降、親王が死去する延長元年まで、ほぼ毎年実施された。以上の通り、醍醐朝の東宮行啓は、東宮の後見人である天皇と時平、そして穩子三者の關係強化を目論んだ彼らの思惑によって創始されたと考えられよう。なかでも死を間近に控えた時平の主導で、強力に押し進められて実現したと想像される³⁶⁾。

これ以降、平安中期には村上天皇↑東宮(冷泉)、冷泉上皇↑東宮(花山)、円融上皇↑東宮(二条)後一条天皇↑東宮(後朱雀)、藤原彰子↑東宮(後一条・後朱雀)の間で、次代のミウチ關係強化を目的とする朝親行啓が続けられた。

このように、九世紀末から一〇世紀の朝親行啓では、皇太子の生母や外戚への叙位(もしくは昇殿)の実施が慣例化し、次代のミウチ關係強化が権力掌握のための重要な手段となる摂関政治の構造と連関して、同行啓が重視されるようになった。

ところで、保明は延長元年(九三三)三月二日に二〇歳で夭折した。この時点で、醍醐と穩子の間には他に皇子がなかったため、翌月二九日保明の息慶頼王が皇太孫に立てられた。さらに七月二四日に、穩子は寛明(のち朱雀天皇)を出産。慶頼王が翌々年僅か五歳で亡くなったため、寛明は三歳にして立太子することとなる³⁷⁾。

同元年四月二六日の穩子立后・入内は、服喪中かつ出産を間近に控えた時期という異例の状況下で実施されたといえよう。如上の推移を踏まえると、保明・慶頼王を失った醍醐が、立后によって穩子の立場を確固たるものにするとともに、宇多法皇や菅原道真と親しいために自身とは疎遠であった左大臣忠平に、直に誕生するであろう皇子の後見を求め、ことを目論んで実行したと考えられる。

このようにして実現した立后後の初入内において創始された「入内賞」

とは、かつて保明が初めて父母に参観した日に生母穩子に位が授けられたのと同様³⁸⁾、次代天皇の親族を高位に叙し、醍醐と穩子・忠平との連携を強化し、ミウチ關係の盤石さをアピールする狙いが込められていたと思われる。

再び「賞例文」の検討にもどろう。この例文には以下のような事例が列挙されている。

延長元年四月廿六日、皇后(藤原穩子)立。九月五日、従_二右大臣第(藤原忠平五条第)一遷_三御主殿寮一。藤原師甫叙_二従五位下一。大臣男也。天徳二年十月廿七日、皇后(藤原安子)□(立)同三年六月十三(六)日、従_二左近中将藤原朝臣伊_三第(小一条第)一遷_三御内裏一。藤原惟(輔)賢叙_二従五位下一。伊(尹アルカ)男也。天延元年七月一日皇后(藤原嬪子)立。同月廿日、従_二内大臣第(藤原兼通堀河第)一遷_三御内裏一。藤原朝臣朝光叙_二正五位下一。皇后弟也。十月十四日、无位昭子女王叙_二正三位一。后母也。天元五年三月一日、皇后(藤原遵子)立。五月七日、従_二太政大臣第(藤原頼忠四条第)一遷_三御内裏一。藤原朝臣公任叙_二従四位上一、后弟也。十月十八日、正四位下敬子女王叙_二正三位一。后母也。寛和二年七月五日、皇太后(詮子)立。同日藤原朝臣道兼叙_二従四位下一。(后兄也。脱カ)。大江慈子・高階治子叙_二従五位下一_一。同九日遷_三御内裏一。藤原朝臣道隆叙_二正三位一。永祚二年十月五日、皇后(藤原定子)立。同月十五日、藤原朝臣伊弉叙_二正四位下一、后兄也。祐子女王叙_二従五位下一、乳母也。同廿二日、従_二摂政第(藤原道隆東三条第)一遷_三御内裏一。藤原朝臣守仁叙_二正五位下一。高階光子叙_二従五位下一(乳母也。脱カ)。同廿六日、従五位上高階朝臣貴子叙_二正三位一、后母也。

これによると、入内賞の対象は、通常、皇后が入内までに利用した御座所の主人の妻子であった。摂関期の后宫御座所は多くの場合、后宫の

父や兄弟の邸宅であったため、後の母や兄弟、さらには乳母が受賞対象となっていた実態が分かる。

しかし、彰子入内に際しては道長の強い要望により、中宮の母・乳母に加えて、中宮の叔父に当たる道綱と甥成信の加階も実現した。この叙位―とりわけ道綱への上階の授位―は天皇が難渋を示したものの、道長の強引な後押しで決定に至った経緯が、次の史料から窺える。

暫之濟政還參云、后母氏(源倫子)加階并源信子母乳・同芳子及右大将

藤原朝臣(道綱)者於一家為兄。雖無先例、懇切有所申。

亦成信朝臣相從猶子、若有余恩乎。即奏、仰云、皇后母氏并乳母信子及芳子并成信朝臣等之事可然。但藤原朝臣所申雖切、先

例不叶如何。仍亦伝仰此旨於濟政。(中略)丞相於御宿所命云、

大将加階之(事)度々所被示、甚以懇切也。被停成信朝臣。

可賜藤原朝臣加階之由、重可奏。前度依無先例、不被許

之由奉仰已了。重所令洩奏。非無事憚。然而彼大將為家

兄懇勸有望。不能抑止。今一度許令洩申也云々。依御物忌

日已陣外、令民部乳母伝旨洩奏。乳母云、事非如初。頗有恩

容者。于時丞相退出給。仍參中宮也入夜。奉調丞相申此旨。

今日申剋以後甚雨。及亥暝。有行啓事。余出車(中略)亦參内。

令民部乳母奏成信朝臣加階之事、初有恩許。而以藤原朝臣

所申懇切、依大臣令申之旨重置。更止成信之事如何。成信

入道親王(致平)息男、已是御傍親也。又故入道左大臣愛孫。今左大

臣猶子。与皇后又為近親。可有恩之由、定及其(聽脱カ)

歟。自彼大將者頗有便宜。其所申已無准拋之由被仰先了。

今退下階之有便宜。更加上階之無先例。於事非穩。共

○(猶)賞進如何。即有勅報。所申可然。仍奉勅旨。可

叙從二位。成信朝臣從四位上、后母氏從二位、源信子母乳・同芳子從

五位下之由、仰中時大夫中時。

右の「成信入道親王(致平)息男、已是御傍親也。又故入道左大臣愛

孫。今左大臣猶子。与皇后又為近親(中略)自彼大將者頗有便

宜」との記述から、「御傍親」であるという事実が、この受賞のために

重要な要件となり得たことが分かる。

以上の経緯から、「入内賞」とは皇太子夭折という不慮の出来事を受け

て、醍醐と穩子・忠平との連携強化とやがて誕生する皇子のミウチ関係

の盤石さを明示することを目的に創始されたものであり、摂関政治の最

盛期を迎えた道長期には、「御傍親」らが利用する特権的な叙位事由とし

て位置づけられたと理解できよう。

しかし、受賞者は院政期になると、主として宮司へと変化する。その

ことが明確に現れるのは、鳥羽院政下である。

長承三年(一一三四)三月一九日に立后した藤原泰子が、同四月九日に

東三条殿より入内した際、「権大夫師俊叙從三位」、大進朝隆叙正五位

下、御匣殿藤重子叙從五位下④、そして「亮家定昇殿」(長秋記)

とみえ、全勳賞が宮司と女房に宛てられた。

また、永治元年(一一四二)二月二七日皇后に冊立した藤原得子が、

康治元年(一一四二)二月三日に初入内した際には、「有勳賞。從二位

藤成通天雅、從四位上源雅通亮、從五位下藤忠子頼朝室、故參とみえ、同様に

宮司と女房(宣旨)が受賞している。

以上のように、鳥羽院政期以降、入内賞の対象は全て后宮の宮司や女

房となった。さらに中宮や皇后のみならず、女院や皇太后宮・太皇太后

宮の入内の際にも、その院司や宮司が授位されるようになり、かかる勳

賞は後醍醐朝まで続いたのである。④

おわりに

以上、東宮と中宮関連の勳賞を取り上げた小論の考察をまとめ結びとしたい。

東宮関係官人への勳賞は、孝謙の即位時にはじまり、やがて一〇世紀までに御即位叙位という形式が確立した。彼らへの叙位は、新天皇の東宮時代の官人・坊官としての奉仕が賞されたものであり、厳密には「年勞」とは異なるが、官人としての日常奉仕の功勞が評価された昇進制度だといえよう。それゆえに、その尻付は「前坊亮勞」などのように当初は「勞」と表記された。やがて、厳密な意味での「年勞」とは異なる点や、后宮官司への勳賞との類似性から、「賞」と記述されることが慣例になっていったと推察する^④。

一方、后宮官司への勳賞である「入内賞」は、穩子の入内とその後の歴史的経緯のなかで政治的思惑をもって、忠平・醍醐・穩子の三者により創始されたものであった。

そして成立当初は、后宮の親族が受賞して彼らの身分上昇を図ること、后宮とミウチの政治的位置を安定させる狙いがあったといえよう。しかし、道長の時代になり、ミウチ関係が安定すると、かかる政治的意義は薄れ、「御傍親」の昇進機会と化した。

さらに院政期になると、院が官司の任命に強力に関与し、彼らの昇進機会へと変化したのである。

注

- ① 橋本義彦「勳賞 けんじょう」の項（『平安時代史事典』角川書店、一九九四年）。
- ② 福井俊彦「勞および勞帳についての覚書」（『日本歴史』二八三号、

一九七一年）二頁。

- ③ 勳賞に関する先行研究として管見に入るのは、金澤正大「寿永二年八月勳賞源氏諸將任国守の史的意義」（『政治経済史学』四三八・四三九、二〇〇三年）、服部幸造「醍醐寺僧実継—延慶本平家物語の御産勳賞の記事をめぐって」（『国語国文学』三〇、一九九一年）、高橋伸幸「得長寿院造進に対する忠盛への勳賞に就きて—平家物語成長過程の一断面」（『国語国文』三七—一、一九六八年）のみで、いずれも個別の勳賞事例の検討が中心である。

- ④ 拙著『平安貴族社会の秩序と昇進』第三・四章（思文閣出版、二〇一二年）を参照。

- ⑤ 拙著（注④）所引書第五章。

- ⑥ 『続日本紀』神龜元年二月甲午（四日）条。

- ⑦ 『続日本紀』延暦元年八月己巳（一九）日条。

- ⑧ 『続日本紀』延暦四年五月癸丑（一九）日条。

- ⑨ 『続日本紀』天平勝宝元年四月甲午（二）日条。

- ⑩ 『続日本紀』天平神護元年閏一〇月丁酉（九）日条。

- ⑪ 西宮秀紀「律令国家に於ける神祇職」（『日本史研究』二七〇、一九八五年）、同「律令制国家の（祭祀構造）とその歴史的特質—宗教的イデオロギー装置の分析—」（『日本史研究』二八三、一九八六年）

- ⑫ 『続日本紀』天平神護二年二月丙午（二〇日）条ほか。

- ⑬ 『続日本紀』神護景雲二年六月乙未（二三日）条ほか。

- ⑭ 『続日本紀』神護景雲三年一〇月壬戌・癸亥（二八・九日）条ほか。

- ⑮ 『続日本紀』宝龜五年三月戊申（九日）条ほか。

- ⑯ 『日本後紀』延暦二四年七月壬辰（二五日）条ほか。

- ⑰ 『日本後紀』弘仁六年正月己卯（七日）条ほか。

- ⑱ 『続日本紀』養老四年一二月丙辰（八日）条、『日本後紀』延暦一一年一〇月癸未（一日）、同年一二月甲寅（三日）、同一二年二月己未（二〇日）条ほか。

- ⑲ 律令国家における対外意識については、石母田正「日本古代における国際意識について」（『石母田正著作集第四卷 古代国家論』岩波書店、一九八九年、初出は一九六二年）、石上英一「古代国家と対外関係」（歴史

学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史二古代二』東京大学出版会、一九八四年）を参照。

⑳ 神龜年間頃までは即位叙位対象者も加階周期が四年に集中するため考課成選を基本としていたと考えられる。

㉑ 畑中彩子「平安時代における即位叙位の特質―東宮官人を例に―」（『学習院史学』四一、二〇〇二年）四一頁。

㉒ 『日本後紀』大同四年四月戊子（二三日）条。

㉓ 『兵範記』保元三年二月一七日条。

㉔ 田島公「『氏爵』の成立―儀式・奉仕・叙位」（『史林』七一―一、一九八八年）。

㉕ 『山槐記』治承四年四月二一日条。

㉖ 『公卿補任』治承四年、藤忠親の項。

㉗ 注④参照。

㉘ 『兵範記』仁安三年三月二〇日条。

㉙ 『兵範記』仁安三年三月二八日条。

㉚ 『山槐記』寿永元年八月一四日条。

㉛ 『権記』長保二年四月七日条。

㉜ 藤原穩子の入内をめぐる対立に関しては、角田文衛「皇太后藤原穩子」（『紫式部とその時代』角川書店、一九六六年）参照。

㉝ 『伏見宮御記録』利三五 御産部類記二 冷泉院所収「九条殿記」（『大日本史料』第一編第三冊延喜四年二月一〇日条所収）。

㉞ 『伏見宮御記録』利三五 御産部類記二 冷泉院所収「九条殿記」（『大日本史料』第一編第三冊延喜四年二月一〇日条所収）。

『日本史料』第一編第三冊延喜四年二月一〇日条所収）。

㉟ 『西宮記』正月上 童親王拜觀事、『日本紀略』延長元年四月二六日条。

㊱ 時平は同年四月四日に亡くなった（公卿補任）。

㊲ 『日本紀略』延長元年三月二一日条、同三年六月一八日条。

注④参照。

㊳ 『権記』長保二年四月七日条。

㊴ 院政期の后宮の産所が院の近臣受領邸に変化することと関連している（『御産部類記』参照）。

㊵ 『中右記』長承三年四月九日条。

㊶ 『長秋記』長承三年四月九日条。

㊷ 院政期には皇子出産後の初参内や春宮袴儀などにも后宮や春宮の官司らに授位が実施されるようになる。これらの勳賞に関する具体的な検討は今後の課題としたい。

㊸ 管見の限りでは、同時代史料における坊官「賞」の初見は、『左経記』寛仁四年二月五日条「資業（従四位上・賞二階）」であるが、その後も「労」と「賞」の表記が混在する。諸記録で「労」から「賞」に記述がほぼ統一されるのは一一四〇年代頃である。

（謝辞）杉橋隆夫先生には学部学生の頃から、大変お世話になり、ご教示を賜りました。厚く御礼申し上げます。

（本学文学部准教授）